

mizuho global news

みずほグローバルニュース



2020
AUG&SEP
vol.110

オーストラリア：
シドニー・オペラハウス

02

特集

次に向かうオーストラリア経済

14

グローバルインサイト

アフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)の現状と
運用に向けた課題

みずほ銀行 国際戦略情報部 高橋 宏史郎

18

アジアインサイト

台湾再生可能エネルギー導入拡大に向けた
取り組み～太陽光発電を中心に～

みずほ銀行 国際戦略情報部 調査役 金久 実央

次に向かうオーストラリア経済

コロナ第2波でオーストラリア経済の本格回復は先送り 感染長期化や中国との対立激化はリスク要因に

みずほ総合研究所 アジア調査部 主任エコノミスト 松浦 大将



コロナの第2波が襲来。景気への更なる影響が懸念される

オーストラリアは、新型コロナウイルスの第2波で更なる景気悪化が懸念され始めた。これまでの新型コロナウイルスの感染拡大の経緯をみると(図表1)、1月25日に最初の感染者が確認され、3月には第1の感染の波が発生した。これを受け、政府は、外国人旅行者の入国制限や住民の外出規制といった措置を迅速に行ったことで、比較的早期に第1波を抑え込むことに成功した。そのため、5月中旬以降は、各州政府が段階的に規制を緩和してきた。しかし、規制緩和に加え、米国に端を発する人種差別問題への抗議活動の広がりなどにより人の交流が増加したことから、6月には再び感染が拡大。特に状況が深刻なビクトリア(VIC)州のメルボルン市と同市に隣接するミッセル・シャイア地区は7月8日の深夜より6週間のロックダウン(通学・通勤、必需品の買い物、運動などを除く外出を禁止)を行う事態に発展した。

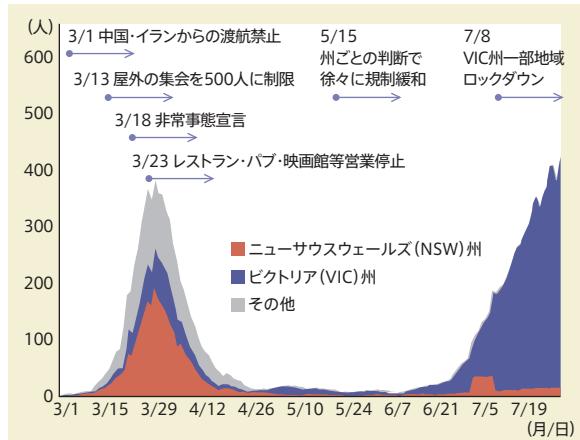
こうした感染拡大を受けて、世間では経済の更なる下振れが懸念されている。そこで、本稿では、コロナ禍におけるこれまでのオーストラリア経済の動向を考察したうえで、今後の景気について展望したい。

年前半の景気は大幅悪化。世界最長の景気拡大に終止符

まず、年前半までの景気を振り返ってみたい。第1波の感染が拡大し始めた1~3月期の実質GDP成長率は前期比▲0.3%と9年ぶりのマイナス成長に陥った(図表2)。3月後半に開始した外出規制により個人消費が同▲1.1%と悪化したほか、出入国規制の影響で旅行を中心に財・サービス輸出も同▲3.5%と大幅に減少した。

さらに、4月から5月中旬まで厳しい規制が敷かれていたことを踏まえると、4~6月期の成長率は更なる悪化が見込まれる。現時点で発表されている政府統計(名目値ベース)の動きをみても、4・5月平均の小売販売は

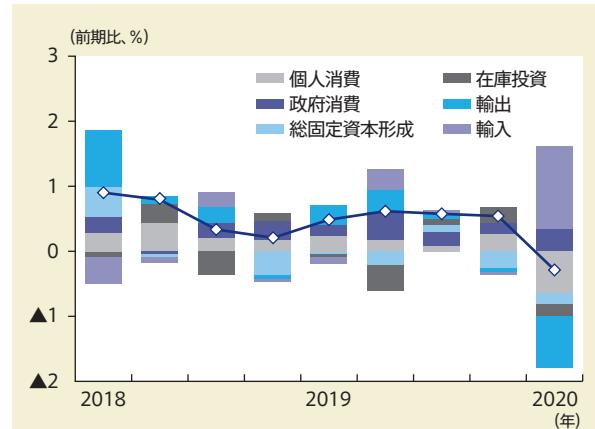
図表1. 新型コロナウイルスの新規感染者数



(注)7日間移動平均

(資料)Johns Hopkins大学、各種報道より、みずほ総合研究所作成

図表2. 実質GDP成長率



(資料)オーストラリア統計局より、みずほ総合研究所作成

1~3月期対比▲20.7%、財・サービス輸出は同▲25.7%と大きなマイナスとなっている。民間エコノミストの予測調査(Bloomberg調査の予想中央値、7月30日時点)によると、4~6月期の成長率は同▲6.9%と史上最悪の悪化が予想されている。オーストラリアは1991年以降一度も景気後退を経験せず、世界で最も長い景気拡大を続けてきたが、その記録も今回で途絶えてしまうこととなる*。

当面の景気は精細を欠く見込み。本格回復は来年後半以降か

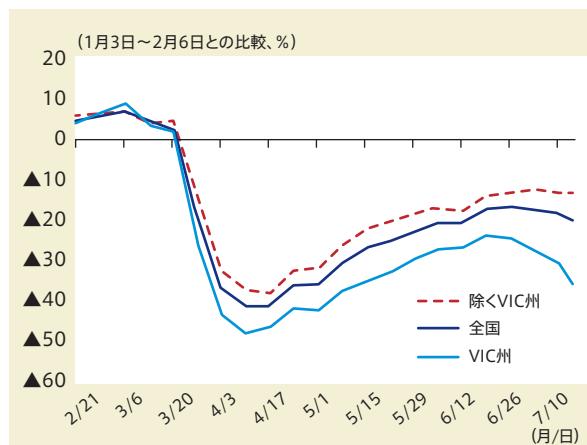
今後の景気は徐々に持ち直すとみられるが、回復ペースは緩やかにとどまるだろう。

まず、足元の感染再拡大が景気の下押し要因となる。事実、Googleが公表している外出状況のデータをみると(図表3)、多くの州で徐々に人通りが回復してきているのに対して、一部地域がロックダウンに入ったVIC州は再び悪化傾向に転じている。VIC州がGDP全体に占める割合は23%と大きく、景気回復の足かせになることは避けられない。第1波が発生した際は、規制強化から収束まで1ヵ月強の時間を要した。仮に今回も同様のペースで収束に向かうと仮定すると、収束時期は8月中旬から後半頃となる計算だ。その時点から徐々に規制が緩和されるとして、オーストラリア全体の外出状況が新型コロナウイルスの拡大前の水準を取り戻すのは早くても秋頃になるとみられる。

また、先行きの景気が見通しづらい中で、企業が設備投資に及び腰になっていることも回復ペースを鈍らせる要因になるとみている。6月にオーストラリア統計局が行った調査では、飲食・宿泊や娯楽を中心に66%の企業が「売上が悪化した」と回答、その2割が50%以上の減収になったと回答している。このような売上の落ち込みもあり、民間企業の2020・21年度(会計年度は当年7月～翌年6月)の投資計画は大幅に下方修正された(図表4)。企業の慎重姿勢の高まりに鑑みると、設備投資は少なくとも来年前半ごろまで弱含む可能性が高い。

一方で、政府が講じているコロナ対策は景気の下支え要因となるだろう。政府は新型コロナウイルスの拡大以降、給与補助や失業給付金など様々な対策を矢継ぎ早に発表した。これまで政府が発表した財政政策の規模(支出増と歳入放棄分の合計)は対GDP比で8.8%と(図表5)、主要国の中でも積極的に財政措置がとられた。また、既にその効果も顕在化し始めているようだ。個人消費について、コンサルティング会社のアルファベータが公表するリアルタイムの支出データの動きをみると、コロナ対策を講じた後に、消費が持ち直しに転じていることが分かる(図表6)。もちろん大幅な支出増は財政悪化につながるが、IMFの見通し(6月24日公表)では、2020年のオーストラリアの政府債務対GDP比率は56.8%(2019年:45%)と、米国(2020年:141.4%)、欧洲(同105.1%)、日本(同268%)といった他の先進国と比べて低水準にとどまると予想されている。それだけオーストラリア政府の財政拡大余地が大きいことを示しており、経済が下ぶれた際は追加対策によって景気を下支えすることは十分に可能だ。

図表3. 地域別の外出状況



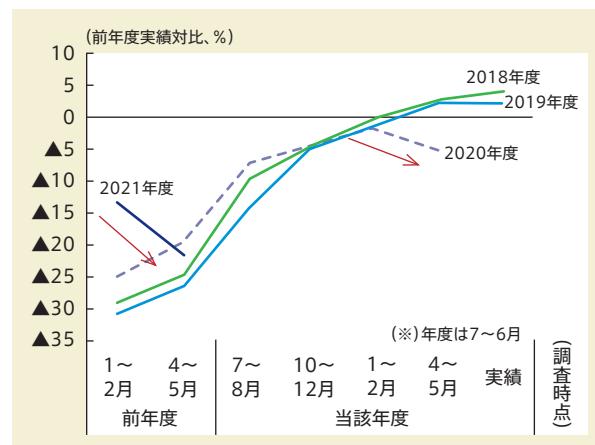
(注)1. Google独自の地図機能(Google Map)を用いた位置情報のデータから、各國の外出状況を計算したものの

2. 小売店・娯楽施設・食料品店・薬局・交通機関(駅・バス停等)、職場の7日間の移動平均値

3. 「除くVIC州」は、VIC州以外の州の実績値を単純平均

(資料)Googleより、みずほ総合研究所作成

図表4. 民間企業の設備投資計画

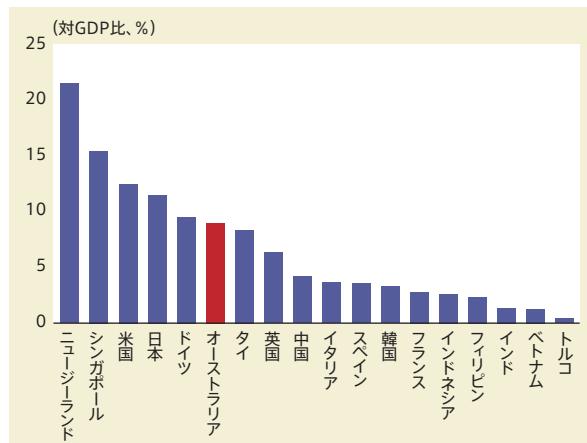


(資料)オーストラリア統計局より、みずほ総合研究所作成

このようにしばらくは新型コロナウイルスに伴う被害を財政政策が下支えする展開を見込んでいる。オーストラリア経済が本格回復に復するのは、ワクチンの開発・普及に目途がたった後となるだろう。世界保健機関(WHO)によると、現在少なくとも24のワクチン候補が治験まで進んでいる。最も開発が進んでいるものは2020年の秋ごろに実用化が始まり、来年初より数億本単位で増産される計画となっている。その後、世界にワクチンが供給されるまでには数ヵ月の時間を要するとみられ、普及は早くても2021年の後半になるだろう。そこから、オーストラリアを含め世界的に外出規制や出入国規制の緩和が進むことになるはずだ。

以上より、今後のオーストラリア経済は、しばらくは緩やかな持ち直しにとどまり、本格的に回復するのは来年の後半以降とみている。みずほ総合研究所では、2020年の成長率は▲3.8%、2021年は+3.1%と予測している。

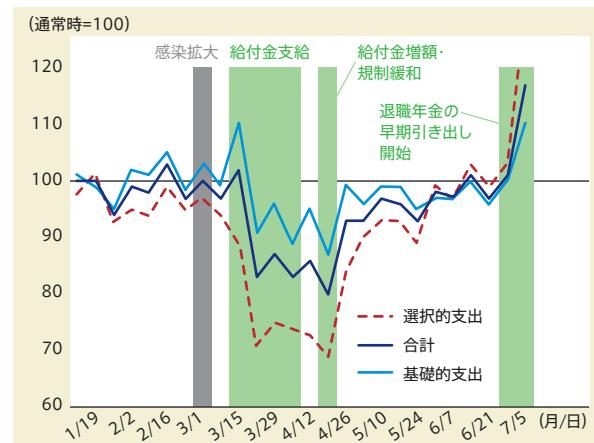
図表5. コロナ対策として各国が講じた財政措置



(注)支出増と歳入放棄分の合計

(資料)IMFより、みずほ総合研究所作成

図表6. 個人消費の動向



(資料)AlphaBeta(アルファベータ)より、みずほ総合研究所作成

他州への第2波の拡大や中国との対立激化に伴う景気悪化には要注意

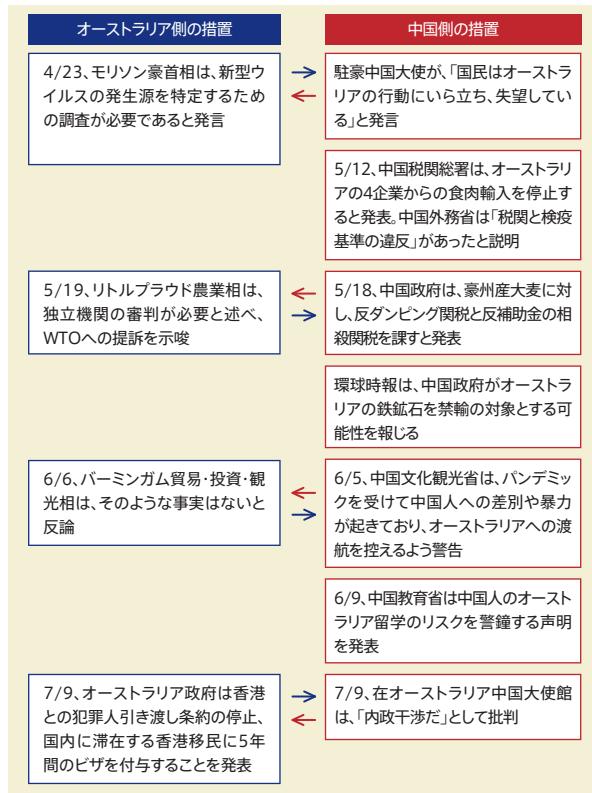
上記メインシナリオに対して、以下の2つのリスク要因に注意を払う必要がある。

まず、第2波の感染がVIC州以外に広がるリスクだ。世界の事例を見ると、日本や米国などでは、複数の都市にまたがって再び感染者が増加する事例も散見されており、オーストラリアも油断はできない状況だ。実際に、シドニーがあるニューサウスウェールズ(NSW)州で感染拡大の兆候が見られており、同州は既に外出の自粛を要請している。NSW州がGDP全体に占める割合は約32%と国内最大で、もしNSW州がロックダウンに陥ることとなれば、VIC州と合わせて経済の半分が停止状態になる計算だ。この場合、財政だけで景気を支えていくことは難しくなる。

また、中国との関係悪化が景気回復の足かせになる可能性もあるだろう。2020年4月にオーストラリアのモリソン首相が新型コロナウイルスの発生源を特定する調査の必要性を訴えたことに、中国政府が反発し、両国の関係は悪化(図表7)。5月には、中国政府がオーストラリアの4企業からの牛肉の輸入を停止したほか、豪州産大麦に対し反ダンピング関税と反補助金の相殺関税を課すなど、報復とも取れる措置を行った。さらに、今後中国政府は鉄鉱石やLNGなどにも輸入停止や関税引き上げといった措置を行う可能性があるとの報道もなされており、しばらくは両国の対立が続きそうだ。対立に伴う景気への影響を考察すると、現時点の措置で対象となった牛肉や大麦の対中輸出の規模(対GDP比)はいずれも小さく(図表8)、これを発端に景気が大きく悪化することは考えにくい。ただし、今後輸出ウエイトの大きい鉄鉱石などにも対象が拡大された場合、オーストラリア経済には一定の悪影響が出るだろう。

7月時点のモリソン首相の支持率は59%と、新型コロナウイルスが拡大する直前の2月(38%)から急激に支持を伸ばしており、これまでのコロナ対策や中国対応が国民の反感を買っているわけではないと言える。もっとも、いずれにおいても政府が判断を誤れば急激な景気悪化の引き金となりかねず、慎重な対応が求められることになりそうだ。

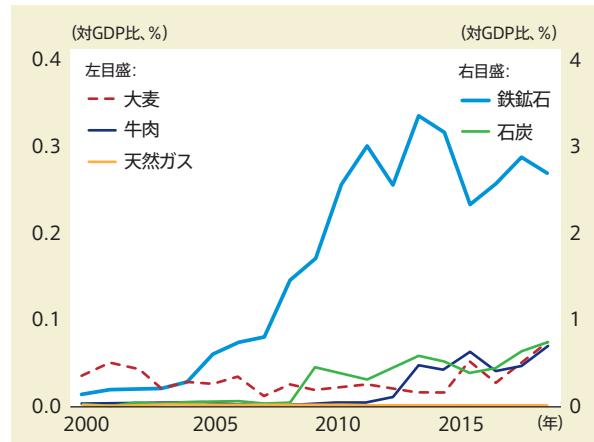
図表7. 豪中対立の経緯



(資料) 各種報道より、みずほ総合研究所作成

*ここで「景気後退」は、実質GDPの前期比伸び率が2四半期連続でマイナスに陥るテクニカル・リセッション(技術的な景気後退)を指す

図表8. 品目別対中輸出の動向(対GDP比)



(注)直近は2018年の値

(資料)UN Comtradeより、みずほ総合研究所作成



オーストラリアへの投資動向

みずほ銀行 国際戦略情報部 調査役 鈴木 裕久

オーストラリアへの投資というと、「資源」というキーワードを思い浮かべる方も多いであろう。実際にLNG、石炭、鉄鉱石などの資源分野で日本はオーストラリアからの輸入に依存している。一方で、オーストラリアは多くの移民を受け入れていることから人口は年々増加しており、交通や住宅を中心とする各種インフラプロジェクトが計画、実施され、同国の経済成長を資源とともに下支えしている。また、多くの移民を受け入れるとともに外国からの投資についても積極的に受け入れており、欧米と並び日本からも多様な投資が行われるなど、今後も更なる投資が期待されている。そこで本稿では、日本を中心とした直接投資(FDI)動向を俯瞰していきたい。

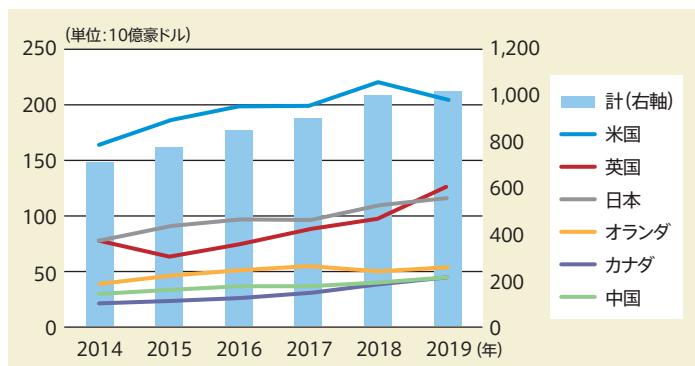
オーストラリアへのFDIの状況

世界銀行が発表したDoing Business 2020によると、オーストラリアのビジネス環境は190カ国中14位の水準となっている。また、国連貿易開発会議(UNCTAD)が発表したWorld Investment Report 2020によると、2019年のオーストラリアへのFDIは、360億米ドルと214カ国中12位となっている。背景には、自由主義経済、法制度の透明性、長期間にわたる安定した経済成長から高順位を維持していると言える。

2019年時点でのオーストラリアへのFDI(残高ベース)は、総額で1兆200億豪ドル(約76兆円)となっており、国別では、米国が2,052億豪ドルで首位となっている。日本は、2019年時点では1,161億豪ドルと大型投資のあった英国に抜かれて3位となっているが、引き続き主要な投資国の一つと言える。

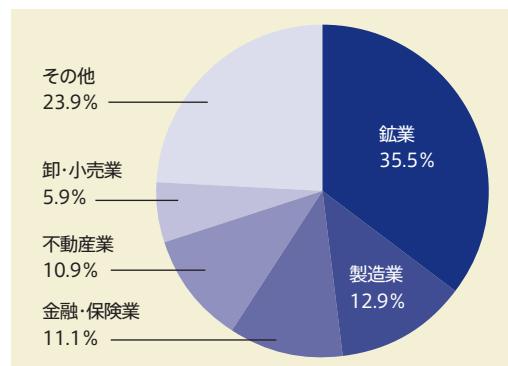
業種別では、豊富な資源を背景に鉱業が高いウェイトを占めているが、近年は不動産業への投資が伸びており、割合も拡大している。

図表1. 国別対豪FDI残高推移



(出所) オーストラリア統計局(ABS)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表2. 業種別対豪FDI残高(2019年時点)



(出所) オーストラリア統計局(ABS)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

日本からオーストラリアへのFDI

日本からのFDIは鉱業分野を中心に実施されており、2019年時点のFDI残高ベースでは、全体の55%のウェイトを占めている。他の分野は、大型M&A案件の動向によって大きく変動している。近年では、アサヒグループホールディングスが、2019年7月にベルギーのAnheuser-Busch InBevより豪州ビール事業のCarlton & United Breweries(CUB)を160億豪ドル(約1兆1,416億円)で買収することに合意し、2020

年6月に株式取得を完了している。2019年8月には、日本ペイントがオーストラリア証券取引所(ASX)上場の塗料製造販売のDulux Groupの全株式を36億4,700万豪ドル(約2,917億円)で取得している。他にもオーストラリアのマーケットシェアの獲得やニュージーランドも含めたオセアニア地域の中核拠点とすべく投資しているケースが多く見受けられる。

一方で、オーストラリアは外資規制も少なく、独資での参入も比較的容易である

が、製造業を中心にアジア地域でみられるような独資かつグリーンフィールドでの進出は多くない。背景としては、高い人件費がネックとなっていることに加え、約2,500万人の人口に対して日本の約20倍の広大な国土を有しており、製造した製品をオーストラリア全土に行き渡らせるには、オーストラリアでの広範なネットワーク構築が必要となる実情がある。その結果、日系企業の進出に際しては、M&Aや地場企業との提携が多くみられるものと思われる。

図表4. 日系企業による近年の大型M&A案件

社名	業種	買収完了時期	買収金額(百万豪ドル)	概要
アサヒグループホールディングス	飲料	2020年6月	16,000	2019年7月にビール世界最大手のAnheuser-Busch InBev(ベルギー)より豪州ビール事業を担うCarlton & United Breweries(CUB)の買収で合意したと発表。その後、豪州競争法当局(ACCC)が懸念を表明していたことから、一部ブランドの売却を条件に2020年6月にACCCの承認を得て買収。CUBは、「ピクトリアビター」のブランドを持ちオーストラリアでのシェアは5割弱で、今回の買収によりオーストラリアビール業界で同業のキリンをおさえ、シェア1位となる見込み
日本製紙	包装	2020年4月	1,720	オーストラリア証券取引所(ASX)に上場する紙・梱包材製造業Ororaのオーストラリアとニュージーランド事業のうち、板紙パッケージ事業を17億2,000万豪ドルで買収。当社の連結子会社オーストラリアン・ペーパー社と一緒に体制の段ボール事業構築をめざす
日本ペイントホールディングス	塗料	2019年8月	3,647	オーストラリア証券取引所(ASX)に上場する塗料製造・販売のDulux Groupの全株式を買収。日本・中国を中心としたアジアに続くオーストラリア・ニュージーランド事業を中心としたオセアニア地域の収益源確保を狙う
三菱UFJ信託銀行	金融	2019年8月	4,000	銀行大手モンウェルズ銀行から、傘下の資産運用会社Colonial First State Groupの主要子会社9社の100%を買収すると2018年10月に発表、2019年8月に当局認可等を得て買収を完了。買収により、三菱UFJフィナンシャル・グループの資産運用残高は約90兆円とアジア太平洋地域トップとなる

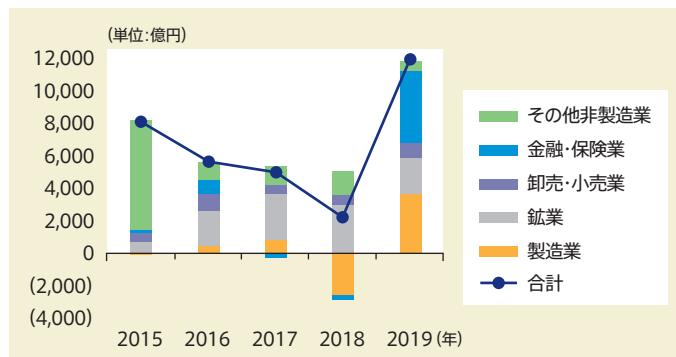
(出所)各社HP、各種報道により、みずほ銀行国際戦略情報部作成

日系企業による不動産開発

2010年代より、オーストラリアでは移民流入による人口増加から住宅やオフィス・商業施設など各種不動産開発が活況を呈しており、多くの日系企業も不動産開発プロジェクトに参画している。不動産開発は、戸建ての分譲開発、高層マンション、オフィスや複合商業施設など多岐にわたっている。また、大手の日系デベロッパーは単一のプロジェクトではなく、複数のプロジェクトを遂行していくなど、各社相応の投資を行っていることがうかがえる。

活況を呈していた不動産市況であるが、5年間で住宅価格が約50%上昇していたことを背景に、2018年より外国からの購入規制や銀行融資規制などが導入され、下落に転じている。その後、2019年にはローン審査の緩和や政策金利引き下げなどから挽回傾向にあったが、新型コロナウイルス感染拡大から再び市況悪化が見込まれている。連邦政府は、「HomeBuilder」という住宅の新築やリフォームに対する補助金支給や州政府による各種不動産開発認可を前倒しで実施するなど、新型コロナウイルスによる影響を最小限に食い止めるべく各種施策を動員しており、今後の動向には注視が必要である。

図表3. 日本からのFDI推移(フローベース)



(出所)日本銀行「国際收支統計」より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表5. 日系企業による近年の主な不動産開発案件

社名	エリア	概要
三菱地所	シドニー	2020年7月、豪州建設大手のレンドリース社とシドニーCBDバランガルー地区住宅開発に参画すると発表。建物は72階建て、住宅総戸数317戸の高層ビルで2024年竣工予定。なお、レンドリース社との協業は3件目
	シドニー南部	2018年11月、住宅開発会社クラウン・グループがシドニー南部フーラーで進める総事業費3億8,500万豪ドル(約300億円)の複合開発プロジェクト「マスティー(Mastery)」に参画。同プロジェクトは2021年に完工予定であり、敷地面積16,941m ² 、延床面積33,860m ² 。三菱地所は子会社の三菱地所レジデンスを通じて参画予定
NTT都市開発	メルボルン	2020年4月、メルボルンのカールトン地区のオフィスビル「200 Vitoria Street」(7階建て・貸付面積7,192m ²)を取得
	キャンベラ	2019年4月、首都キャンベラのオフィス・商業ビル「121マーカスクラークストリート」(貸付面積25,992m ²)の持分を50%取得(取得額は非開示)。取得は同社の現地法人、UDオーストラリアを通じたもの
大和ハウス	シドニー郊外	2018年7月、小田急電鉄と合弁会社「ディーエッチ・ポックス・ヒル(DBH)」を立ち上げ、シドニー郊外ボックスヒルで、大型住宅地開発を開始。第1期造成では200区画が開発される予定で、敷地面積89万m ² 、約1,500戸分。事業規模は約500億円で、2025年末までに全宅地を分譲する予定
	シドニー郊外	2016年にシドニー郊外ドラモインで住友林業と商業施設とオフィスを併設したマンション(事業費約129億円)を新規建設(敷地面積5,287m ²)。2015年に始めたサマーヒルでの複合住宅開発プロジェクトの完工前物件の1~2期販売が完売したことから、新規開発に踏み切った(2018年7月竣工)
積水ハウス	ブリスベン	2015年よりブリスベンにてWest Villageプロジェクトを遂行。2.6haの敷地にマンション8棟のほか、商業施設も開発し、2023年の竣工予定
	シドニー	2011年よりシドニーCBDの複合開発施設「セントラルパーク」をシンガポール系のFrasers Centerpointと共同開発を実施。シドニーのセントラルパーク駅近接の5.8haの敷地に住宅・ホテル・オフィス・商業施設を建設する複合開発

(出所)各社HP、各種報道より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

インフラ開発～西シドニーインフラ開発～

オーストラリアは移民に寛容な方針をとっており、人口は増加傾向にある。連邦政府や各州政府は、人口増加に対応するため各種インフラプロジェクトを推し進めており、連邦政府は今後10年間に1,000億豪ドル(約7兆5,000億円)をインフラ開発に割り当てるとしている。

多くのインフラプロジェクトを抱えるオーストラリアであるが、中でも注目されているのは、西シドニーインフラ開発である。シドニーが州都のニューサウスウェールズ(NSW)州では、2026年にシドニーの第二国際空港となる「ウェスタン・シドニー・ナンシー・バード・ウォルトン空港(Western Sydney International Nancy-Bird Walton Airport)」を24時間稼働の国際ハブ空港として開業することを予定している。新空港の造成工事は2018年9月より開始し、2019年9月には、地場ゼネコンのレンドリースとCPBコントラクターズが、新空港建設の一部である土木工事を受注しており、2020年より着工している。

また、NSW州は新空港周辺で新都心「エアロトロポリス」の開発を同時に進めている。2018年11月に連邦政府とNSW州は、「Western City & Aerotropolis Authority」(WCAA)というエアロトロポリス構想を推進する機関を設立した。エアロトロポリスは、シドニーCBD(Central Business District)の人口過密化の緩和を企図し、新たに20万人分の雇用を生む産業誘致をめざしている。エアロトロポリス構想で誘致を計画する主な産業は、航空・宇宙産業に関する研究開発機関、教育施設、医療施設、農業・畜産業の製造加工などを想定している。WCAAは、日系4社を含む国内外18社のファンデーションパートナーとともにプラン策定等を進めている。

NSW州政府は、新空港・エアロトロポリス構想を含めて2022/23年度まで930億豪ドル(約7兆円)のインフラ投資を計画しており、日本企業にインフラプロジェクトへの参画を呼びかけている。2019年10月には、ファンデーションパートナーの1社である独立行政法人都市再生機構(UR)が、WCAAとエアロトロポリスのまちづくり計画策定支援に関するアドバイザリー契約を締結、日本で培ってきた大規模開発や公共交通指向型開発等に関する知見を共有するとともに、日本企業のエアロトロポリス事業への参画等に支援を行っていくとしている。交通分野、医療分野、各種高性能な機械など日本への期待は高く、NSW州政府も2018年以降たびたび国内外でセミナー等を開催し、日系企業の誘致に余念がない。オーストラリアでは、大型プロジェクトを遂行しうる大手建設プレーヤーが限定的とも言われ、ポスト東京オリンピックを見据えた日本企業の参画機会もあるものと思われる。

なお、新型コロナウイルス感染拡大によりプロジェクト遂行の停滞も懸念されるが、エアロトロポリスまでの鉄道「Western Sydney Airport Line」の前倒しでの着工が発表されている。

オーストラリアの外資規制～今後の動向～

オーストラリアは、基本的に外国からの投資を歓迎する立場をとっており、外資規制も限定的なものとなっていた。ただし、海外からの投資が国益に反する場合には、投資の拒絶を強制する仕組みをとっている。そのため、一定の要件に該当する外国人による投資案件は、外資審議委員会(FIRB)に対して届出を行い、承認を得る必要がある。例えば、通信や軍事関連などセンシティブビジネスについての2億7,500万豪ドル(約206億円)を超える投資案件は、FIRBへの届出および承認が必要となっている。

新型コロナウイルス感染拡大が色濃くなった2020年3月29日に、連邦政府は国益を守るために一時的な措置としてFIRBの承認が必要な投資の金額基準を撤廃し、図表6に該当するような投資案件についてはすべてFIRBへの届出および承認が必要とした。さらに金額基準撤廃により審査対象案件の増加が見込まれることから、審査期間が従来は1ヵ月だったものが、一時的に最長6ヵ月に延びると言及している。ただし、すべての案件が6ヵ月要することではなく、オーストラリアの国益に資する案件、例えばオーストラリア人の雇用を生むビジネスなどは、早く承認する傾向にあるようである。また、FIRB承認が必要な投資以外の案件、例えばオーストラリア企業への20%未満の出資などは、引き続き従来通りの手順となっている。なお、金額基準の撤廃・審査期間の延長は、連邦政府はあくまでも一時的な措置としているが、いつまで適用されるかは具体的には言及されていない。

一方、2020年6月に連邦政府は、外国投資の認可について、国家安全保障の観点から投資額の大小にかかわらず審査を行う方針で法改正を行うと表明した。法改正の草案は2020年7月に公表されたのちに2021年1月の施行がめざされている。本稿を執筆している7月2日現在では、草案はまだ公表されていない。

図表6. FIRBによる承認が必要な投資

	内容	基準価値	金額基準(百万豪ドル)	
			暫定措置以前	暫定措置
会社・事業	Nonセンシティブビジネス	会社:全資産または、発行済み証券価値の高い方 事業:買収金額	1,192	0
	センシティブビジネス(①メディア ②通信・運輸 ③軍事関連 ④暗号・セキュリティ技術・通信システム ⑤ウラン・ブルトニウム採掘 ⑥核施設運営)		275	
	メディアビジネス(5%以上の権利取得)	—	0	
	アグリビジネス	買収金額+既存持分の価値	60	
不動産	居住用土地・商業開発用の土地(更地)・鉱業権	—	0	0
	農業用地	不動産(または取得不動産権利)の価値	15	
	開発された商業用地(建物付)		1,192	
	低基準適用の商業用地(港湾インフラなど)		60	

※1 会社への出資の場合は、メディア等一部の業種を除き単独で20%以上、複数で40%以上のケース

※2 上記暫定措置以前の金額基準は、FTAを締結している日本などからの投資の場合で未締結国は異なる金額基準となる

(出所) Australia's Foreign Investment Policyより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

おわりに

オーストラリアは、先進国でありながら永年安定的な経済成長を続けており、外国からの投資も積極的に受け入れている。日本からのFDIの観点では、残高ベースで同国にとって3位の位置付けながら、日系企業にとっての中長期的に有望な事業展開先調査*では15位にとどまっており、必ずしも注目されているとは言い難い状況にある。しかし、安定的な経済成長以外にも低いカントリーリスク、整備された法規制、英語でのコミュニケーションが可能など事業展開をするうえでの環境は整っており、距離的に近いこともあり、オーストラリアの日系企業に対する期待に高いものが感じられる。

今般、オーストラリアは国家安全保障の観点から外資規制を強化する予定と公表しているが、「外国投資は、雇用の創出、海外市场へのアクセス改善、生産性の向上」をもたらし「オーストラリアは外国投資を歓迎している」と強調している。日本はオーストラリアにとって事実上の同盟国であり、日系企業からの投資による雇用創出や技術提供への期待も大きく、オーストラリアにとって日本が有望な投資国である位置付けは不变と思われる。

日系企業は、少子高齢化による国内市場低迷から海外に活路を見出そうとしているが、オーストラリアも新規進出を検討するに値する国であると思われる。

*JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告2019年度海外直接投資アンケート調査結果」

活気づくオーストラリアのスタートアップシーン

日本貿易振興機構(ジェトロ) シドニー事務所 住 裕美氏

オーストラリアはこれまで、28年以上にわたって景気後退(2四半期連続のマイナス成長)のない世界最長記録を更新してきた。資源輸出を中心に経済成長を続け、「ラッキー・カントリー」とも呼ばれてきたが、近年は中国などの経済成長の鈍化に伴い、資源需要の低下による先行き不透明な状況が続いている。こうしたことから、オーストラリア連邦政府は、鉱物資源に依存した経済構造からの脱却をめざして、2015年12月に「全国イノベーション・科学アジェンダ」を打ち出し、イノベーションや起業家育成を推進してきた。それから4年以上が経過し、オーストラリアのスタートアップ・エコシステムに対する国際的な認知度は徐々に高まっている。本稿では、まだ日本では知られていないオーストラリアのスタートアップシーンを紹介する。

スタートアップ数や投資は増加傾向

オーストラリアの調査団体スタートアップ・マスター(Startup Muster)によると、オーストラリア国内には2018年時点で推定1,465社のスタートアップが活動しており、2015年時点(954社)から約1.5倍に増加している。創業者の35.7%は(オーストラリア以外の)海外生まれで、所在地はシドニーが最も多く、42.8%のスタートアップが拠点を置いている。スタートアップが取り組むビジネス分野は、人工知能(AI)が最も多く20.6%で、フィンテック(18.1%)、教育(14.7%)、モノのインターネット(IoT)(13.6%)、マーケティング(13.4%)、医療(11%)などが上位を占める。また、長期的にみると海外展開への志向も強く、2018年の調査によると、今後1年以内のビジネスプランとしては国内での売り上げ拡大を計画するスタートアップが64.0%と最多だが、1年超のビジネスプランでは海外市場での売り上げ拡大を計画するスタートアップが最も多く、51.1%となった。

オーストラリア統計局によるベンチャーキャピタル(VC)投資およびレーターステージのプライベート・エクイティ(PE)投資の統計によると、2019年6月末時点の投資残高は、国内総生産(GDP)の0.6%に相当する121億6,200万豪ドルに上り、2015年6月末時点と比べると53.8%増加している。2019年6月末時点の投資残高について、投資を受けた企業の所在地別にみると、ニューサウスウェールズ州(州都:シドニー)が最も多く、42.5%を占め、ビクトリア州(州都:メルボルン)が18.8%、クイーンズランド州(州都:ブリスベン)が12.8%と続いた(図表1参照)。また、産業別にみると、卸小売・宿泊飲食業や医療サービス業が多く、それぞれ投資残高の約17%を占めた(図表2参照)。

なお、オーストラリアでは、それぞれの都市の強みをいかしたエコシステムが形成されている。例えば、ニューサウスウェールズ州では、州都シドニーがオーストラリアの経済と金融の中心地と言われていることから、フィンテック分野が盛んとなっている。一方、ビクトリア州は、他州に比べて鉄鉱石や天然ガスなどの資源に乏しいことから、かねてより製造業などを中心に産業革新と研究開発が熱心に行われており、特に医薬品・バイオテクノロジーなどのライフサイエンス分野に強みがあるという。

成功を収めるオーストラリア生まれのスタートアップ

エコシステムの形成が進むにつれて、スタートアップを卒業し、海外での事業展開を進めるIT企業も生まれている。シドニーを拠点とするソフトウェア企業アトラシアン(Atlassian)、建設業界向けのソフトウェアを開発するアコネックス(Aconex)、「ショップナウ・ペイレーター(今買って、後で支払う)」をキャッチフレーズに急成長したフィンテック企業アフターペイ(Afterpay)などがその代表例である。こうした「卒業生」に

図表1. VC投資およびレーターステージのPE投資における投資残高の推移(州別)

(単位:件、百万豪ドル)

	2014/15年度		2015/16年度		2016/17年度		2017/18年度		2018/19年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ニューサウスウェールズ州	238	3,649	271	3,625	310	4,360	388	4,560	479	5,174
ビクトリア州	156	1,510	162	1,406	195	1,622	245	2,052	296	2,281
クイーンズランド州	77	1,269	72	1,140	87	1,924	97	1,680	121	1,556
南オーストラリア州	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	17	336	22	231	23	278
西オーストラリア州	50	438	38	540	34	247	36	973	39	974
その他国内	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	26	58	35	64	38	103
海外	118	1,320	128	1,736	137	2,028	165	1,441	191	1,797
合計	693	8,802	723	9,213	806	10,575	988	11,001	1,187	12,162

(注)投資を受けた企業の本社所在地を基に集計。オーストラリアの年度は7月1日～翌年6月30日
(出所)オーストラリア統計局

図表2. VC投資およびレーターステージのPE投資における投資残高の推移(産業別)

(単位:件、百万豪ドル)

	2014/15年度		2015/16年度		2016/17年度		2017/18年度		2018/19年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農林水産業	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	5	11	32	21	42	75
鉱業	50	861	45	1,020	44	1,459	33	1,175	38	980
製造業	89	932	85	1,128	84	1,089	86	892	104	1,140
建設業	42	384	33	245	28	260	25	297	35	343
卸小売・宿泊飲食業	65	1,388	63	1,513	72	2,055	85	2,491	107	2,082
運輸・郵便・倉庫業	26	490	23	488	28	675	32	425	42	389
情報通信業	119	641	155	884	172	510	195	675	207	862
金融・業務支援サービス業	34	878	37	903	58	950	65	1,064	78	1,159
専門・科学技術サービス業	113	787	112	573	127	541	151	635	221	850
医療サービス業	91	1,692	107	1,742	115	1,995	158	1,639	165	2,078
合計(その他含む)	693	8,802	723	9,213	806	10,575	988	11,001	1,187	12,162

(注)投資を受けた企業の産業分類を基に集計。オーストラリアの年度は7月1日～翌年6月30日

(出所)オーストラリア統計局

続いて、ユニコーン企業(評価額10億米ドル以上の未上場企業)も注目を集めている。スタートアップやVCのデータベース、CBインサイツによると、オーストラリアには以下3社のユニコーン企業がある。

- ・**キャンバ(Canva)**: 2012年にシドニーで設立されたソフトウェア企業。デザイン制作ウェブツールを世界190カ国に展開し、北京やマニラにも拠点を持つ。2018年に4,000万米ドルの資金調達を行い、ユニコーン入りを果たした。その後も資金調達を行い、現在の評価額は30億米ドル以上と言われている。
- ・**エアーウォレックス(Airwallex)**: 2015年にメルボルンで設立された финтект企業。低コストの越境送金サービスを提供し、130カ国以上にネットワークを広げている。2019年に1億米ドルの資金調達に成功し、オーストラリア史上最速でユニコーンになったと言われている。現在は香港に本社を置き、世界8都市に拠点を持つ。
- ・**・ジュードー・バンク(Judo Bank)**: 2017年にメルボルンで設立された финтект企業。「チャレンジャー・バンク」^{*1}と言われる新しい形態の企業で、中小企業向けの融資に特化している。2019年には、1回の資金調達ラウンドとしてオーストラリア最大規模となる4億豪ドルの資金調達に成功し、ユニコーンへと成長した。

政府や大学による起業支援

前述の通り、経済成長の新たな牽引役をつくり出すため、連邦政府は様々な政策を実施している。スタートアップが最も活用していると言われている研究開発費の税制優遇措置では、年間売上高2,000万豪ドル未満の企業は法人税の還付を受けることができる。 финтект分野においては、規制緩和措置であるレギュラトリーサンドボックス制度が導入されており、金融当局の発効するライセンスを取得することなく、

24ヶ月の間、新しい製品やサービスをテストすることができる。

海外展開支援では、ランディング・パッドと呼ばれる拠点をベルリン、サンフランシスコ、上海、シンガポール、テルアビブに設置し、コワーキングスペースの無償提供、現地パートナーやメンターの紹介などを行っている。また、中小企業が新たな輸出市場を開拓する際に必要な費用を半額補助する、輸出市場開発助成(EMDG)プログラムなどもある。

インキュベーターやVC向けの支援策も実施している。インキュベーターに対しては、新規・既存サービスの拡大やイノベーション分野でのネットワークの開拓を支援しているほか、高い商業化可能性を持つ地域や分野での新たなインキュベーターの育成も行っている。VCに対しては、オーストラリアの革新的なスタートアップへ出資する投資家に対して、キャピタルゲイン課税を免除している。

オーストラリアの主要都市では、各州政府によるスタートアップ支援施設が次々と設立されている。代表的なものとしては、シドニー・スタートアップ・ハブ(1万7,000平方メートル)、ブリスベンのプレシンクト(約5,500平方メートル、7,500平方メートルに拡張予定)、メルボルンのビクトリア・イノベーション・ハブ(4,000平方メートル)、アデレードのロット・フォーティーン(2万3,500平方メートル)などがあげられる。さらに、シドニーでは、セントラル駅の周辺に「イノベーション・技術区域」の設置が計画されており、建設予定の25万平方メートル規模の施設には、スタートアップのために5万平方メートルのスペースが提供される。また、前述のソフトウェア企業アトラシアンがこの区域に新本社を設立すると発表し、話題になっている。

オーストラリアのエコシステム形成において、大学が果たす役割も大きい。前述の調査団体スタートアップ・マスターの2016年調査によると、オーストラリアのスタートアップ創業者の84.4%が大学教育を受けており、70.5%はオーストラリア国内の大学に通っていたことが分かっている。オーストラリアの大学では、インキュベーション、アクセラレーション、メンタリングなどの起業家育成コースが充実しており、100以上のプログラムが提供されている。例えば、シドニー工科大学は、2018年に「UTSスタートアップス」というコミュニティを設立し、医療、バイオ、宇宙など様々な分野でビジネスを立ち上げる起業家の育成を行っており、これまでに300以上のスタートアップの設立を支援してきたという。

国内外の大手企業も参入、充実するエコシステム

オーストラリア国内ではコワーキングスペースも年々充実しており、Wi-Fi・ワーク(シドニー、メルボルン、ブリスベン、パースに21拠点を展開)をはじめ、フィッシュバーナーズ(Fishburners)やストーン＆チョーク(Stone & Chalk)といったオーストラリア発の有力なコワーキングスペースも存在する。また、オーストラリアでは59のアクセラレーターが活動しているとされており、オーストラリア最大のアクセラレーターと言われているブルーチilli(BlueChilli)や、NTTとディーキン大学の出資によって設立され、サイバーセキュリティ分野を専門とするサイライズ(CyRise)のほか、アンアースド(Unearthed、資源エネルギー)、エナジーラボ(EnergyLab、クリーンエネルギー)、スプラウトX(SproutX、農業・食品)など、オーストラリアの主要産業に特化したアクセラレーターも活躍している。

スタートアップとのコラボレーションに向けて、オーストラリア国内外の大手企業も動き出している。オーストラリアの大手通信会社テルストラやオプタス、オーストラリアの大手銀行であるウェストパック銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、コモンウェルス銀行は、コーポレートベンチャーキャピタル(CVC)を通じた投資やハッカソンなどのイベントを通じて、スタートアップとの連携を強化している。また、シスコ、マイクロソフト、マスターカードは、シドニーを中心にオーストラリアのエコシステムへ既に参画しており、オープンイノベーションを進めている。

日本企業による取り組みも始まっている。日立製作所は2019年10月、ニューサウスウェールズ州との間で、オープンな協創拠点となる「協創センタ」を2023年に設立することに合意した。協創センタは、同州で開発予定の西シドニー・エアロトロポリス(空港都市)^{*2}内に設立され、アイディアの創出、プロトタイピング、実証などによって、スタートアップや中小企業の成長を支援し、同地区での雇用創出に貢献する。

オーストラリアでイノベーションが生まれる背景には、政府の旗振りもさることながら、オーストラリアという国の成り立ちや人々の気風によるところが大きいと考える。人口の約3割が外国生まれの多民族国家であるオーストラリアは、多様な文化を受け入れる素養があり、オーストラリア人の口癖である「No Worries」に象徴されるおおらかさは、新しいことにチャレンジするスタートアップを支える理想的環境とも言える。オーストラリアではこれまで、世界を代表するイノベーションが生まれており、子宮頸がんワクチン、ブラックボックス(フライトレコーダー)、プラスチック紙幣、高速Wi-Fiなどはオーストラリアで発明されている。

元来、日本の対オーストラリア投資は鉱業や食品産業を中心に行われてきたが、近年では金融・保険業をはじめ、投資分野も拡大しており、今後はイノベーション分野やスタートアップとのビジネス連携にも期待が高まる。ジェトロでは、2020年1月にオーストラリアの貿易投資促進機関であるオーストラリア貿易投資促進庁(Austrade)との間で、日本とオーストラリアのビジネス交流の一層の活性化、特にイノベーションやスタートアップ分野での協力促進のため、覚書(MOU)を締結した。今後、両機関が有するネットワークを活用した個別企業支援、各種セミナーの実施など、両国企業による一層の貿易投資促進に資する活動を行っていく所存である。

*1 銀行業務ライセンスを取得し、当座預金、普通預金、住宅ローンなど、既存銀行と同じサービスをすべてモバイルアプリ上で提供するモデル。「ネオバンク」(銀行業務ライセンスを持たず、既存銀行のデジタルインターフェイスとして、主にモバイルを通じたオンライン上のキャッシュフロー管理などの機能を提供するモデル)と比較される

*2 シドニー中心部から西に約50キロ離れた地域で建設中の西シドニー空港(2026年完成予定)の周囲に開発される新しい都市

すみ ひろみ
住 裕美氏 プロフィール

2006年経済産業省入省。2019年よりジェトロ・シドニー事務所勤務(出向)



アフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)の現状と運用に向けた課題

みずほ銀行 国際戦略情報部 高橋 宏史郎

AfCFTAの発足

世界最大の自由貿易協定(FTA)となる、アフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)の運用開始に注目が集まっている。AfCFTAはアフリカ連合(AU)のもとで準備が進んでおり、運用されれば対象はアフリカ全55カ国・地域、GDPは2兆5,000億ドル、人口規模は12億人となる。AfCFTAはアフリカ大陸での物品やサービス貿易の自由化およびヒトの移動の自由等を定めている。当初の予定では2020年7月1日から運用が開始される予定であったが、新型コロナウイルスの影響等により各種協議が延期されている。現状、運用開始は2021年以降と見る向きが多い。本稿では、AfCFTAの現状と運用に向けた課題について考察していく。

AUは、アフリカの長期開発ビジョンを定めた2013年の「アジェンダ2063」の中で、AfCFTAの設立を掲げた。その後議論を重ね、2018年3月にAfCFTA設立協定が大枠合意され、2019年5月に発効した。

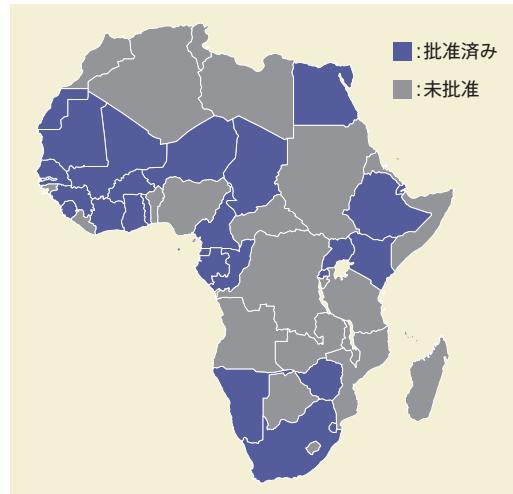
AfCFTA設立協定は、アフリカ55カ国・地域中、エリトリアを除く54カ国・地域が署名しているが、批准済みについては29カ国・地域に留まっている(2020年7月時点)^{*1}。AfCFTA発効にあたっては22カ国の国内批准が必要とされていたが、2019年4月にガンビアが批准して基準国数が充足された(2019年5月に発効)。

運用開始に向けた課題は山積

AfCFTAは包括的な枠組み合意であり、様々な議定書や付属文書が一体となって構成されている。交渉の目的や原則および制度、ならびに交渉を完了させるための作業計画については合意に達している。サービスについては、(1)物流・運輸、(2)金融サービス、(3)観光、(4)エネルギー・サービス、(5)建設、(6)通信、(7)その他、という7つの優先分野に基づく要請・提供を通じた自由化を提案することに合意。一方で、物品貿易における関税譲許表や原産地規則、サービス貿易における約束表等の詳細項目については2019年から議論が具体化しておらず、実際の運用に際しては今後も詳細の大部分について交渉が必要である。

貿易自由化に関する基本方針として、AUは2019年2月にエチオピアのアディスアベバで開いた第32回通常総会で、各国に対し食料安全保障、国家安全保障、財政収入、生計、工業化の各基準に基づくセンシティブ品目(貿易総額の7%未満)および非対象品目(同3%未満)の指定を求めたうえで、物品貿易ではタリフランベースで90%以上の関税撤廃を求める定めた。また、センシティブ品目については原則10年間で関

図表1. AfCFTA批准29カ国・地域
(2020年7月時点)



(出所) AUより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表2. AfCFTA設立の狙い

物品およびサービスのための大規模な市場を創設し、ビジネスパーソンや投資家の自由な移動を促進することにより、アフリカ開拓の道を開く
アフリカ地域経済共同体(RECs)・西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)・東アフリカ共同体(EAC)・南部アフリカ開発共同体(SADC)・東南部アフリカ市場共同体(COMESA)等)およびアフリカ全体における貿易自由化と円滑化のための制度や手段の調整と協力を通じ、アフリカ域内貿易を拡大する
加盟国間の課題を解決し、アフリカ地域統合プロセスを促進する
アフリカ大陸市場へのアクセス向上および資源の再分配により、産業および企業レベルでの競争力を高める

(出所) AUより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

税を撤廃するとしている(後発開発途上国については13年間)。ただ、新型コロナウイルスの感染拡大により協議の進展が難しくなり、物品貿易やサービス貿易における具体的な内容が定まるのは2021年以降になるとの見方が強い。

また、運用を見据えた自由貿易化交渉には課題が多い。アフリカにはそれぞれの地域の経済活動を深化させるべく、地域経済共同体(RECs)^{*2}を設けており、運用の差はあるものの各地域経済の自由化や経済的統合プロセスを進めている。これらRECsの枠組みが残る中でのAfCFTA交渉は難航が予見されている。各国およびRECsがAfCFTAの枠組みにおける貿易自由化交渉を進めるにあたり、AfCFTAには各RECs等に関する具体的な議定書がない。そのため、それが属するRECs間の関税取り決めの擦り合わせや、RECs間と二国間交渉の優劣等、複雑な関係の中で多くの協議が求められ、調整に多大な時間を要するとみられている。

域内経済の活用によるアフリカ経済の活性化

協議進展には課題が多いものの、AfCFTAの運用によるアフリカ域内の生産と消費拡大に対する期待は大きい。アフリカの域内貿易量は約17%と、欧州(約63%)やアジア(約55%)と比べて低く、アフリカ企業がアフリカ自体を市場としてうまく活用できていない背景がある。

アフリカ域内の貿易は食料品と工業製品を中心である一方、他の地域への輸出は、総輸出額の約80%を一次産業が占める。産出した原料を域外に輸出し、生活に必要な最終加工品を域外から輸入するため、経済における域内依存度が低い。これは各地域の大団によつても輸入依存度に偏差があり、例えば南アフリカの総輸入に占めるアフリカ諸国からの輸入比率は約14%であるのに対し、約2億人とアフリカ最大の人口を誇るナイジェリアは約4%と低く、域内諸国がナイジェリア人口の恩恵を享受できていないことが分かる。

AfCFTAは、2050年に世界人口の4分の1に達するとされるアフリカ市場の有効活用と、各国の産業育成や雇用促進による貧困削減につなげていく狙いだ。ただ、AU加盟国のうち、3分の2近い33カ国は後発開発途上国に分類されるため、そもそもその経済活動が乏しい国が多い。これらの国々の間では、自国の産業育成と域内経済自由化の両立に向けたハードルが高いことも指摘される。

物流円滑化のためのインフラ整備と日本の取り組み

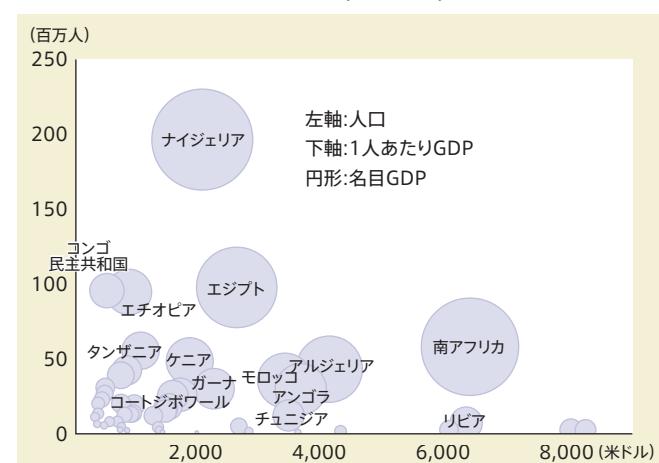
AfCFTAの運用に際しては、劣悪な物流インフラも非関税障壁の一因にあげられる。現地でビジネスを開く日系企業に聞くところによれば、アフリカで陸送する場合、国によっては大型トラックが国境に向かって50km以上の列を成し、かつ税関通過に時間を要することも重なり、1つの国境通過に最低1週間は見た方が良いと言う。世界銀行が発表するDoing Business 2020のTrading across Bordersでは、アフリカ諸国の順位は押し並べて低く、国土を南アフリカに囲まれたエスワティニの35位が最も高いものの、南アフリカは145位、ナイジェリアは179位、ケニアは183位といずれも低位だ。一方、北アフリカのモロッコは日本

図表3. 第33回AU通常総会(2020年2月)終了時点のAfCFTA準備段階

フェーズ	項目	状況
第一段階	総則	完了
	物品貿易	作成中(関税譲許表、原産地規則)
	サービス貿易	作成中(約束表)
	紛争解決	完了
第二段階	投資	
	知的財産権	交渉中 (2020年12月末を期限)
	競争政策	
第三段階	電子商取引	交渉に向けた準備中

(出所) AUより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表4. アフリカ各国の経済規模(2018年)



に次ぐ58位と、アフリカ域内では相対的に高い順位にある。これは、製造業誘致による輸出志向型の経済をいち早く形成し、若年層の失業率対策に手を打ってきたためである。広範な高速道路とスペイン国境に近い沿岸部に自動車産業等のフリーゾーンを整備し輸出拠点とすることで、欧州企業を中心に産業誘致を進めている。

物流インフラの改善には、もちろん内陸部から港湾に至る道路等のインフラも含まれる。アフリカ・インフラ開発プログラム(PIDA)によると、アフリカ諸国の道路アクセス率は34%に過ぎず、アフリカ以外の発展途上国(50%)を下回る。道路と港湾におけるアフリカの物流コストを低減し、アフリカ大陸全体の競争力を高める方針が求められる。とりわけ内陸国に関しては、道路整備により自国から沿岸国への農作物の輸出および沿岸国からの水やエネルギー輸入等の効率化によるコスト低減が図られ、経済活動の活性化が期待できる。また、港湾とその施設の効率性を改善することは、沿岸国、内陸国双方の貿易コストの削減に役立つ。

こうした中、日本政府および国際協力機構(JICA)はアフリカの経済的連結性強化に資するインフラ開発の取り組みに注力している。JICAは開発マスターplanの中で重点開発地域を定め、二国間援助の枠組みでアフリカの回廊開発を促進している。日本政府は2016年にケニアで開催した第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)で、経済の多角化・産業化を経済支援政策の柱に据えた。2019年の第7回アフリカ開発会議(TICAD7)閉会時に発表された「横浜宣言2019」では、TICAD VIで示した経済支援政策をより加速させるため、官民一体での投資を拡大していくとの方向性を示した。この中で「質の高いインフラ」については、持続可能な経済・社会、開発効果の最大化に寄与するものとし、これによりアフリカの経済構造転換の促進およびビジネス環境の改善を図るとしている。また、日本が得意とする橋脚や港湾施設等のインフラ輸出推進に向け、日本企業にとっても戦略的に重要な地域である、北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長リングの三回廊を重点開発地域に定め、それぞれ2030~2040年までのマスターplanに基づき、各地域経済の連携性強化と開発に取り組んでいる。特に北部回廊については、モンバサ港の港湾施設の改良やキャパシティー改善³、幹線道路の整備によるウガンダやルワンダといった内陸国へのアクセス向上が期待される。また、政府による枠組みの提供としては、国土交通省が中心となって設立されたアフリカ・インフラ協議会(JAIDA)があげられる。JAIDAは、主に日本の民間企業から要望があがった現地政府との間にインフラ協議会を立ち上げ、日本政府のサポートのもと、民間企業と現地政府関係者とのコネクション構築や、開発予定地域の見学プログラム等を提供している。人口増加に備えた基礎インフラ整備の協力を日本政府に求める声は根強く、今後は、特に2030年を目処に都市圏人口が1,000万人を突破すると推測される地域⁴を重点に置くのではとみられている。

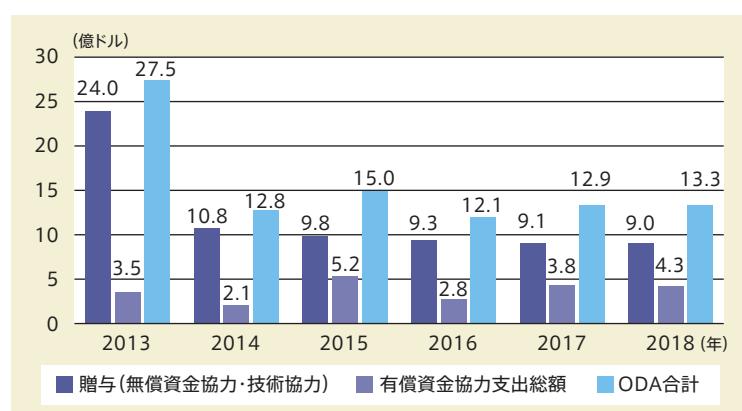
また、従来の二国間援助に加え、多国間援助の枠組みで国際開発機関を通じた支援も存在感を増している。TICAD7ではJICAとアフリカ開発銀行(AfDB)が共同で、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティ

図表5. アフリカの重点開発地域



(出所) JICA資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表6. サブサハラ地域に対する日本の二国間援助実績



(出所) 外務省資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

ブ」の第4フェーズ(EPSA4)を発表し、2020～2022年の3年間で各々17.5億ドル、合計35億ドルの資金援助を行うと発表した^{*5}。近年は、二国間援助金額が2013年をピークに頭打ちとなる中、EPSAはフェーズを追うごとに金額が増加している^{*6}。つまりアフリカにおける今後のインフラ開発の資金源は、現地開発機関がイニシアティブを握る多国間援助へとシフトしていくものと思われる。日本の「官」主導から、「民」発の開発協力体制へと重心が移る中で、現地開発機関とのパートナーシップのもと、AfCFTAの実効性向上に貢献しうる開発が進むことを期待したい。

*1 ブルキナファソ、カメルーン、チャド、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、コートジボワール、ケニア、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ナミビア、ニジェール、コンゴ(共)、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、エスワティニ、トーゴ、ウガンダ、西サハラ、ジンバブエ

*2 南アフリカ含む南部アフリカ開発共同体(SADC)や、ケニアを含む東アフリカ共同体(EAC)、ナイジェリアを含む西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)等

*3 モンバサ港は東アフリカ最大級の貿易港。また東アフリカ地域の経済成長は著しく、これに比例して2025年にはモンバサ港の取扱量が大阪、神戸港並み(260万TEU超)となる見込み

*4 アビジャン(コートジボワール)、アブジャ(ナイジェリア)、ラゴス(ナイジェリア)、キンシャサ(コンゴ民)、ダル・エス・サラーム(タンザニア)、ルアンダ(アンゴラ)等

*5 EPSA4はファンド組成後初の案件として、2020年6月にガーナのカカオ産業を統括する政府系機関Ghana Cocoa Boardに対する総額6億ドルのシンジケートローンを発表した。ガーナは世界第2位のカカオ豆算出率であり、本件によりカカオ豆の品質と生産性の向上、加工や輸送等の現地関連産業への支援を行うとしている

*6 EPSA1(2005～2011年)は日本単独で10億ドル、EPSA2(2012～2016年)は同じく20億ドル、EPSA3(2017～2019年)はAfDBと共同で30億ドルの資金協力を掲げた



台湾再生可能エネルギー導入拡大に向けた取り組み～太陽光発電を中心～

みずほ銀行 国際戦略情報部 調査役 金久 実央

台湾は、日本同様石油や天然ガスなどの資源に乏しく、2019年のエネルギーの自給率は2.03%と低水準な状況にある。そのためエネルギーの安定確保は長年の課題とされており、従前より再生能源発展条例(以下:再エネ発展条例)の制定や固定価格買取制度(以下:FIT制度)を導入するなどの対策を取ってきた。福島第一原子力発電所事故を受けた2011年には、台湾において再生可能エネルギー(以下:再エネ)導入に向けた気運が市民の間で急速に高まり、当時の総統であった馬英九氏は、原子力発電への依存を安定的に減少させる新エネルギー政策を発表。2016年には蔡英文政権が発足し、脱原発実現に向けた法案・電気事業法(以下:電業法)改正案が2017年に立法院(国会に相当)で可決された。

改正法には、電源構成を2025年までに、天然ガス50%、再エネ20%、石炭27%、原子力1%、その他(石油および揚水式水力)2%との具体的な目標数値が設定されている。2019年4月には、再エネ発展条例の改正案が可決され、台湾における再エネ導入が本格的に加速することになった。本稿では台湾における再エネ導入の取り組み概要を紹介したい。

再エネ導入を加速させた2つの法案改正

まずは、電業法と再エネ発展条例の主要な改正点を説明したい。

電業法の改正は、半世紀ぶりの大変革と言われ、台湾電力市場自由化および脱原発の2点を主旨に、再エネを先行させる旨が盛り込まれており、台湾において唯一の電力事業者である「台湾電力」を、「発電」分野、「送電」分野と「電力小売」分野に分割したうえで、「発電」および「電力小売」分野を自由化して新規参入を募る旨が決定された。また、再エネ導入促進に関しては、再エネ発電事業者が需要

図表1. 電業法の主要改正内容

主要項目	内容
台湾電力の組織再編について	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業類型の見直しを踏まえ、台湾電力は6~9年以内に持株会社を成立し、発電と送電事業を分社化 送電事業は公的インフラであるため、引き続き国営事業として運営 小売事業は再生エネが先行、段階的に自由化
再生エネルギー発電の供給拡大	<ul style="list-style-type: none"> 再生エネ電力を需要家への直売が可能 組織上は会社に限らず、合作社での運営も可能、一部小型事業者に対する予備容量義務を免除 再生エネルギー発電者への託送料補助など促進措置
電力供給安定性を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 経済部の中で監視管理機関を設置 電力価格審議委員会を設置 電気料金安定基金など
2025年までに3ヵ所合計6基の原子力発電設備をすべて廃炉	<ul style="list-style-type: none"> 発電比率が石炭30%、天然ガス50%、再エネ20%を目指とする方針 ※2025年までの原発廃止を定めた電気事業法の条項撤廃を求めた住民投票が成立したことを受け、同条項は2018年12月2日に失効になった

(出所) 経済部能源局、立法院、新聞記事より、みずほ銀行台北支店・国際戦略情報部作成

図表2. 再エネ発展条例の主要改正内容

主要項目	内容
目標総設置容量の設定	2025年の総設置容量を27GW以上と規定
全国大口電力契約者に対して、再生可能エネルギーの使用を義務化	大口電力契約者に対し、使用電力の一定の割合以上を再生可能エネルギーで賄うことを義務付けた。自社設置、グリーン電力証書(1~2.2台湾ドル/kWh)(※)の購入、代替料金の支払い、のいずれかで対応
小型発電設備の新設および運営障壁の撤廃	出力が2メガワット(以下、MW)未満の再生可能エネルギー発電システムの設置認可権は地方に委ねる
政府系ファンド「再生能源發展基金」の運用方法を見直し	同ファンドからの電力買取価格への差額補てんを撤廃する一方、再生可能エネルギー関連の研究開発への補助を実施
小型水力発電所に対する奨励制度の見直し	出力が20MW未満の小型水力発電所を再生可能エネルギーの一部とみなし、各種奨励政策の対象とする
再生可能エネルギーの買取価格を決める基準の調整	「火力発電の平均コストを下回ってはならない」とした制限を撤廃し、市場価格に従ったメカニズムにしていく

(出所) 経済部能源局、新聞記事などの公開情報より、みずほ銀行台北支店・国際戦略情報部作成

※グリーン電力証書(Renewable Energy Certificates; REC): 再生可能エネルギーで作ったグリーンな電気が持つ「環境価値」を「証書」化したもの。なお、kWhとは1kW(1,000W)の機器を1時間運転したときの消費電力量。「電力(W) × 時間(h)」で計算される。消費電力(kW) × 時間(h) = 消費電力量(kWh)

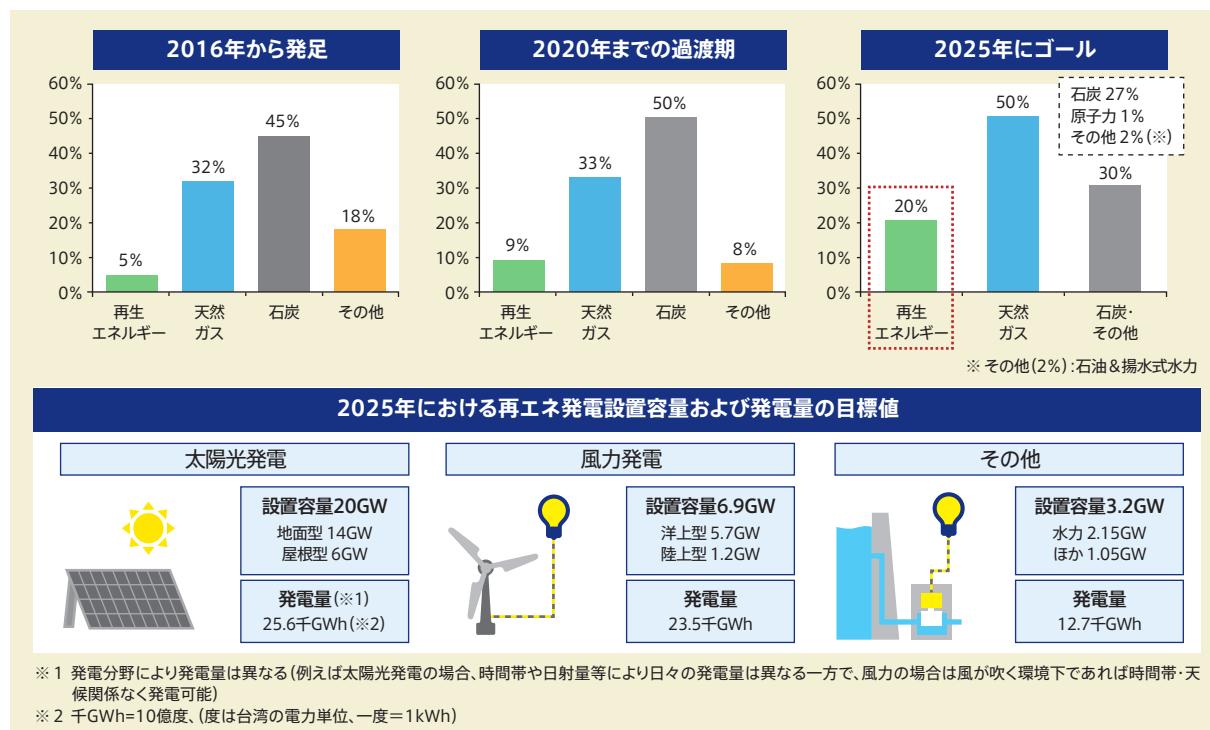
家への直売を可能にする旨や2025年までに再エネの電源構成比率を20%までに高める等の内容が盛り込まれている。

次に2019年4月に可決された再エネ発展条例の改正案は、2025年の再エネ総設置容量を27ギガワット(以下:GW)以上に設定、使用電力の一定割合以上を再エネにて賄う旨、再エネ発電設備が2メガワット(以下:MW)以上の場合は経済部、未満の場合は直轄市、県(市)の主管機関が管轄する旨や、買取価格基準を市場価格に従ったメカニズムに変更する点など具体的な数値目標や政策を掲げている。(図表1、2)。

大幅導入が掲げられた太陽光発電

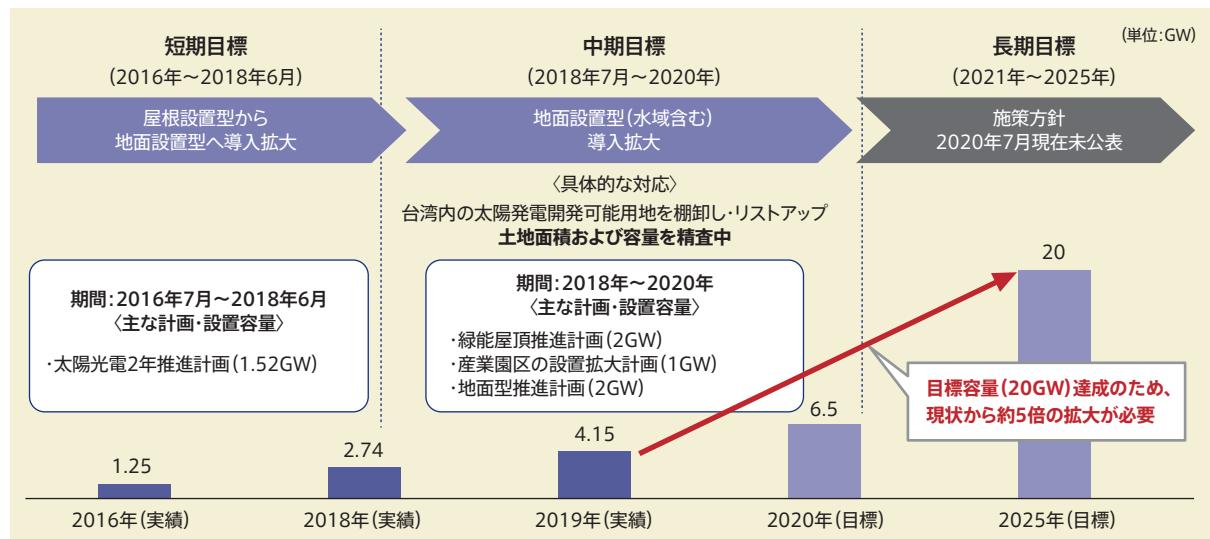
管轄部である経済部能源局(経済産業省資源エネルギー庁に相当)は、両法案に掲げられた目標値の達成に向け、分野ごとの数値目標を課している(図表3)。2019年時点で、再エネ発電設備の設置容量は

図表3. エネルギーミックスにおけるエネルギー別の発電割合の構成



(出所) 経済部能源局「107年全国電力資源需供報告」より、みずほ銀行台北支店作成

図表4. 太陽光発電設備設置容量導入にかかる今後の計画



(出所) 経済部能源局「109年太陽光電6.5GW達標計画」(2019.09)および各種公開資料より、みずほ銀行台北支店・国際戦略情報部作成

7.796GW、発電量の割合は5.6%と2018年(設置容量:6.255GW、発電量割合:4.6%)と比較して拡大しているが、まだ低水準にある。太陽光、風力発電に関しては大幅な導入拡大を目標に掲げており、太陽光発電は20GW、風力発電は6.9GW(洋上型5.7GW、陸上型1.2GW)まで設置容量を高める計画を立てている。特に太陽光発電については2019年の実績が4.15GWであり、今後5年間で約5倍に増加させる計画である。

従前の台湾における太陽光発電事業は、工場などの建屋の屋上に太陽光パネルを設置する屋根型が主流で、設置場所も限定的であった。かかる状況下、2019年からは規模を拡大すべく、地面・水面に太陽光パネルを設置する地面設置型を中心に、目下2020年末までに設置容量を6.5GWまで増強を図り、2021年以降は毎年2.7GWずつ導入をめざす予定である。

目標数値達成の実現に向け、経済部能源局は、地面設置型が設置可能な土地の棚卸しを台湾全域で行っており、設置容量の精査を続けている。台湾の面積は3万6千平方キロメートルと九州より一回り小さく、太陽光発電に適した土地も限定的なため、地面のみならず養殖池などの水面の上に太陽光パネルを設置するなどの対策も講じている。

2020年4月30日の時点での精査結果は総計2.18GWと2020年目標値の2.4GWに近い水準に達している状態である^{*1}。地域は日射量と日照時間が多い中南部の雲林県、彰化県、嘉義県、屏東県および台南市に集中しており、土地分類としては、地盤沈下地域や遊休地および養殖池が全体の7割近くを占めている。

注視すべき地方政府のスタンスおよびFIT価格の動向

順調に拡大する太陽光発電であるが、留意すべき点もある。1点目は、2020年以降の急拡大が見込まれる地面設置型の太陽光発電である。太陽光発電の用地に適した土地を見つけたとしても、土地権の取得はもちろんのこと、用途区分によって制限があるため、地方主幹機関の許諾を得て、土地用途を変更しなければ、太陽光発電事業の展開ができない。こうした開発案件を順調に推進するためには地方政府および地場企業のサポートが不可欠である。2020年1月に行われた総選挙ではエネルギー政策を推進する民進党の蔡総統が再選し、立法院においても民進党が単独過半数を確保した。中央政府においては再エネ導入拡大を推進する政策は不变と見込まれるが、2018年の地方選挙により首長が民進党から国民党に交代した地域もあり、一部では案件進捗に遅延が出ている事象もあるため、地方レベル・個別案件レベルでは、地方政府への事前ヒアリングや交渉を図るなどの方策を練る必要がある。2点目は2020年に改定された1~12月のFIT(電力固定買取)価格である。太陽光発電はFIT価格上乗せ支援策^{*2}も多数存在しているものの、日本同様、FIT価格は全体的に引き下げ傾向にあり、太陽光発電のFIT価格も前年比2%前後の引き下げ率を見せており、また、プロジェクトの規模等によって設定される所定の完工期限通りに完工すれば、申請時のFIT価格が適用されるが、予定通り完工しなかった場合は、完工時のFIT価格が適用されるという点にも注意が必要である。

まとめ

前述した通り、2020年1月の総選において民進党の蔡氏が勝利した。蔡氏が総選前より、新型コロナウイルス抑え込み対策を迅速に行ったことで、2020年7月31日現在、感染者は合計で467名、市中における新規感染者は4月13日以降発生しておらず、台湾域内の経済活動も平常に戻りつつある。2020年の経済成長率は1.67%を確保できる見通しで、コロナの影響を最小限に抑えることに成功している。これらを追い風に、蔡政権は台湾内や国際社会からも高い評価を得ており、2期目がスタートした2020年5月時点の支持率は72.6%と過去最高を更新した。2024年までの任期において進行中のエネルギー政策は、引き続き進展するであろう。現に、2020年2月には台湾全域の5,000キロワット(以下:kW)以上の大口電力契約者向けに契約電力量の10%は再エネの利用を義務付ける「一定契約容量以上之電力用戸応設置再生能源発電設備管理弁法(大口電力契約者向け再エネ利用義務にかかる条例)」の草案が制定された(図表5)。当草案は年内に発効されると目されているなど、再エネ導入に向けた取り組みは今後も拡大が期待される。

図表5.「大口電力契約者向け再エネ利用義務にかかる条例」草案概要

条例名	「一定契約容量以上之電力用戸応設置再生能源発電設備管理弁法」草案		
法源	再生能源発展条例(2019年5月改正)		
適用範囲	台湾全域		
条例公表日	2020年2月26日経済部は草案を公表済(正式条例公告・発効日は未定)		
大口電力需要者の定義 (電力契約)	5,000kW以上の電力契約者(※学校、病院、政府機構、公共交通機構など公的な機関は除外)		
再生エネ電力の利用義務 (電力契約に対する割合)	10%		
再エネ電力の調達や その他対応可能方法 (選択肢①～④のいずれ)	対応方法	対応すべき容量・料金	試算 (例)義務付け容量=500kW の対象先
	①再エネ発電施設の設置 (自家消費限定)	義務付け容量	500kW
	②グリーン電力および証書(注)を購入する (毎年)	義務付け容量×2,500kWh (年間発電量)	125万kWh(1,250枚証書)/年
	③再エネストレージ設備の設置	義務付け容量×2時間(電力供給時間)	1,000kWh
	④義務化相当分の代替料金を支払う (毎年)	義務付け容量×2,500kWh×4.06元 (暫定値)	507.6万元/年
実施期限 (発効日から)	5年以内(2025年4月まで)		
早期対応の優遇策	設置容量の割合優遇 ①2023年4月まで設置済み:10%⇒8% ②2024年4月まで設置済み:10%⇒9%		
設置済みの発電施設の 認可について	設置済・稼働中の発電設備に関しては、 ※発電した電力を自家消費にする場合、自社設置の容量として、認められる ※自家消費ではない場合、自家消費に変更すれば、遡って、自社設置の容量として、認めることができる		

(注)経済部傘下の標準局(※日本工業標準調査会JISCと同様の位置付け)が管理する「国家再生能源憑證中心」が発行したグリーン電力証書
(出所)経済部能源局より、みずほ銀行台北支店作成

かかる状況下、日系企業の台湾再エネ事業投資も増加傾向にある。権益出資はもちろんのこと、太陽光発電関連事業展開や発電設備の設計・調達・建設を行うEPC事業など、参入形態や業種も多岐にわたる(図表6)。

最後に、太陽光発電事業の円滑な進展には、政策動向や現地法規の把握や、台湾電力および地方政府との綿密な関係構築が重要であるため、現地パートナー企業を発掘・提携することにより、関係者との間に発生する数多くの調整がよりスマートに進行できる可能性がある旨を追記し、本稿の結びとする。

図表6. 想定される日本企業のビジネスチャンス

業種	想定されるビジネスチャンス
電力事業者	
再エネ電力事業者	
商社	
総合リース	・太陽光発電事業への出資 ・太陽光発電関連事業の展開 ・発電設備のEPC(設計、調達、建設) ・リース等のファイナンス等
ガス、他エネルギー関連業者	
サプライヤー関連業者	
電力EPC/O&M	
建築工事	

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

*1 2019年の実績は4.15GWだったため、2020年の目標値(6.5GW)達成までは残すところ2.4GWという計算

*2 支援策による上乗せ率は以下の通り、・政府認定高効率設備の使用…3%、・屋根・屋上への太陽光発電設置を推奨する「緑能屋頂プロジェクト」参加…6%、・北部・基隆市、臺北市、新北市、桃園市、新竹県、新竹市、苗栗県と宜蘭県、花蓮県に設置…15%、・離島で本島の送配電網に系統連系していない…15%、・離島で既に本島の送配電網に系統連系している…4%、・教育部の認可を受けた学校運動場の設置案件…6%、・原住民保留地および遠隔地域への屋根型設置案件…1%

ご注意

1. 法律上、会計上、税務上の助言:みずほグローバルニュース(以下、「本誌」)記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権:本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責:本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかんにかかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成:みずほ銀行 国際戦略情報部

お問い合わせ先

詳しくはお取引店または下記まで

e-mail: **globalnews.mizuho@mizuho-bk.co.jp**

(2020年8月17日現在)